平成２１年（フ）第８９５号
千葉県松戸市新松戸南１丁目231番地ジュネパレス新松戸第54―104号
債務者　小野田志穂
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第８９７号
千葉県松戸市新作1342番地ジュネパレス松戸第31―207号
債務者　芹澤　　龍
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第９００号
千葉県柏市名戸ケ谷１丁目７番19号
債務者　丹下坂龍太朗
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第９０１号
千葉県松戸市上本郷3292番地青木荘101号
債務者　木幡　彩子
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第９０２号
千葉県鎌ケ谷市南初富４丁目12番12号
債務者　小野寺　茂
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第９０７号
千葉県松戸市中和倉172番地の３松韻堂マンション301号
債務者　福田　守高
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第９０８号
千葉県松戸市松戸1013番地の２
債務者　藤枝　美絵
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第９１０号
千葉県野田市七光台299番地の11
債務者　豊田　裕子
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第９１１号
千葉県柏市東２丁目１番２号柏葉ハイツ101号
債務者　山本　　晃
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第１２４号
長野県飯田市上郷別府28番地１　ジェントル矢沢301号
債務者　沢邉　孝征
1　決定年月日時　平成22年１月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２１年（フ）第１２６号
長野県飯田市鼎上山2972番地５
債務者　松村　久子
1　決定年月日時　平成22年１月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２１年（フ）第１３６号
長野県下伊那郡下條村睦沢4286―１月下美人内、住民票上の住所長野県飯田市川路934番地２
債務者　関島登茂子
1　決定年月日時　平成22年１月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２１年（フ）第１１１号
兵庫県南あわじ市津井1562番地２
債務者　谷池よし子
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２２年（フ）第４号
兵庫県南あわじ市八木新庄300番地１　多田アパート５号
債務者　清瀬　寛人
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２１年（フ）第１５９号
山口県岩国市室の木町３丁目８番20号
債務者　長野　　修
1　決定年月日時　平成22年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２１年（フ）第１８６号
山口県柳井市柳井津536番地
債務者　星出　玲子
1　決定年月日時　平成22年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２１年（フ）第１２２号
福島県白河市大信増見字増見182番地
債務者　柳沼ケイ子
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
福島地方裁判所白河支部破産係